

## 苦前町地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、苦前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)

第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、並びに、道路運送法（昭和26年法律第184号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 4 前条各号に掲げる事項の協議に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。

(会長及び監事)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 会長は、苦前町副町長をもって充てる。
- 3 監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
- 6 会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、協議会の解散に関する事項については、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、あらかじめ

通知された事項について、書面により議決権を行使し、若しくは当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任し、又は会長の承認を受けてオンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合その他の会議を公開することにより会議の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

8 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他協議会の運営に関するもの

(3) その他会長が轻易であると判断したもの

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、第6条の規定に準じて会長が別に定める。

3 協議会は、分科会の議決をもって、協議会の議決とすることができます。

(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員並びに第6条第7項の規定により会議に出席した者、第7条に規定する幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第4項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、苦前町総合政策室に置く。

3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、苦前町総合政策室長をもって充てる。

5 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

2 協議会が解散する際に有する残余財産は、苦前町に帰属する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規約は、令和6年3月19日から施行する。

2 協議会設立のときの委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

【委員】

区分	組織名	職名等	備考
地方公共団体	苦前町	副町長	会長
公共交通事業者等	沿岸バス株式会社	本社営業部営業課長	
	有限会社大衆ハイヤー		
	有限会社藤観光バス	代表取締役	
	交通労連 沿岸バス労働組合	執行委員長	
公共交通利用者	苦前町内会		監事
	古丹別連合町内会		監事
	苦前町老人クラブ連合会		
	苦前町身体障がい者福祉協会		
	北海道苦前商業高等学校 P T A		
	北海道羽幌高等学校 P T A		
道路管理者	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部	道路計画課長	
	北海道留萌振興局留萌建設管理部	事業室地域調整課長	
公安委員会	北海道旭川方面羽幌警察署	地域・交通課長	
自家用有償旅客運送者	社会福祉法人苦前町社会福祉協議会	事務局長	
学識経験者その他協議会 が必要と認める者	苦前町小中学校校長会	会長	
	苦前町観光協会	会長	
	北海道運輸局旭川運輸支局	首席運輸企画専門官	
	北海道留萌振興局地域創生部	地域政策課主幹	

【オブザーバー】

区分	組織名	職名等	備考
地方公共団体	羽幌町	町民課長	